

令和 5. 4. 1 制定

改正 令和 5. 9.20 令和 6. 2.21

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学における特別の課程に関する規則第12条の規定に基づき、群馬大学共同教育学部日本手話実践力育成プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(コース)

第2条 プログラムに次のコース及び講座を置く。

(1) ベーシックコース

ア 日本手話講座Ⅰ

イ 日本手話講座Ⅱ

(2) アドバンスコース

ア 手話通訳講座Ⅰ

イ 手話通訳講座Ⅱ

ウ 手話通訳講座Ⅲ

(履修資格)

第3条 プログラムを履修できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 群馬大学学則第24条各号のいずれかに該当する者

(2) 群馬大学共同教育学部において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(履修手続)

第4条 プログラムの履修を希望する者は、次の書類に検定料を添え、共同教育学部長（以下「学部長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

(1) 履修申請書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

(4) その他必要と認められる書類

2 プログラムの出願期間は別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、ベーシックコースを既に履修した者（修了見込みの者を含む。）がアドバンスコースの履修手続を行う場合は、第1項第2号及び第3号の書類の提出を省略することができる。

4 ベーシックコースとアドバンスコースの併願を可とする。ただし、ベーシックコースを既に修了した者又は修了見込みの者がアドバンスコースに出願する場合は、単願のみとする。

(履修の許可)

第5条 共同教育学部教授会（以下「教授会」という。）で合格者の判定を行った後、前条の履修手続を行った者について、学長が履修を許可する。

(履修の開始時期及び期間)

第6条 プログラムの履修開始の時期は、原則として学年の始めとし、履修期間は原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ベーシックコース 1年以内
 - (2) アドバンスコース 1年6月以内
- (検定料及び講習料)

第7条 検定料は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ベーシックコース 9,800円
- (2) アドバンスコース 9,800円

2 ベーシックコース修了後、継続してアドバンスコースを履修する場合、アドバンスコースの履修にかかる検定料は、これを徴収しない。

3 ベーシックコースとアドバンスコースを併願する場合の検定料は、9,800円とする。

4 講習料は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ベーシックコース 120,000円
- (2) アドバンスコース 90,000円

5 プログラムの履修を許可された者(以下「履修生」という。)は、指定の期日までに講習料を納付しなければならない。

(既納の検定料及び講習料の返還)

第8条 既納の検定料及び講習料は、特別の事情があると認められた場合を除き、返還しない。

(実験及び実習等の費用)

第9条 実験及び実習等に要する費用は、履修生の負担とする。

(授業科目の単位認定)

第10条 プログラムに含まれる授業科目について、その単位の修得を希望する者は、科目等履修生としての出願手続を行うものとする。この場合、当該授業科目にかかる授業料は、これを徴収しない。

(履修許可の取消し)

第11条 履修生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が履修の許可を取り消すことがある。

(履修証明書等の交付)

第12条 履修証明書は、プログラムに定められた授業科目を次の各号に掲げる時間以上履修した者に交付する。

- (1) ベーシックコース 120時間(このほかに、10時間のオンデマンド講義有り)
- (2) アドバンスコース 90時間(このほかに、30時間のオンデマンド講義有り)

2 履修証明書の再交付は、プログラムを修了した者からの申出に基づき行うものとする。

(履修の中止)

第13条 履修生は、履修期間中に履修を中止しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年2月21日から施行する。